

# 保育所整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和8年4月版—

横浜市こども青少年局  
こども施設整備課

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、保育所の整備にあたって基本的な事項について要約したものです。保育所の整備をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は、作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて保育所を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。

詳細は、公募の際に提示する募集要項にて御確認ください。

## 目 次

### 第1章 保育所の概要

1 保育所とは	1
---------	---

### 第2章 保育所の設置

1 保育所の設置について	3
2 事業主体	3
3 整備の方法	3
4 定員	4
5 整備経費	5
6 施設の設備等	6
(1) 整備が必要な設備について	6
ア 保育室等	6
イ 医務室	7
ウ 調理室	7
エ 便所	7
オ 屋外遊戯場（園庭）	8
(2) その他の設備について	9
ア 休憩室・事務室	9
イ 子育てを支援するスペース	9
ウ 衛生関係設備	9
エ 駐車場・駐輪場	10
(3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について	10
ア 保育室等の設置階について	10
イ 保育室等の2以上の出入り口について	10
ウ 二方向避難について	10
エ 安全のために必要な計画について	11
オ その他の配慮事項	12

7	整備にあたっての留意事項	13
(1)	建物の要件について	13
(2)	整備地について	14
(3)	近隣説明・近隣への配慮について	14
(4)	保育所の周辺環境について	14
(5)	工事施工業者等の選定について（入札の実施）	14
(6)	工事について	15
(7)	木材の積極的な活用について	15

### 第3章 保育所の運営

1	保育所への入所	16
2	保育内容	17
3	施設長	18
4	職員配置	18
5	保育時間	19
6	特別保育等	20
7	運営費の助成	21
8	保育所の経理	22
9	保育所の給食	22

### 第4章 参考資料

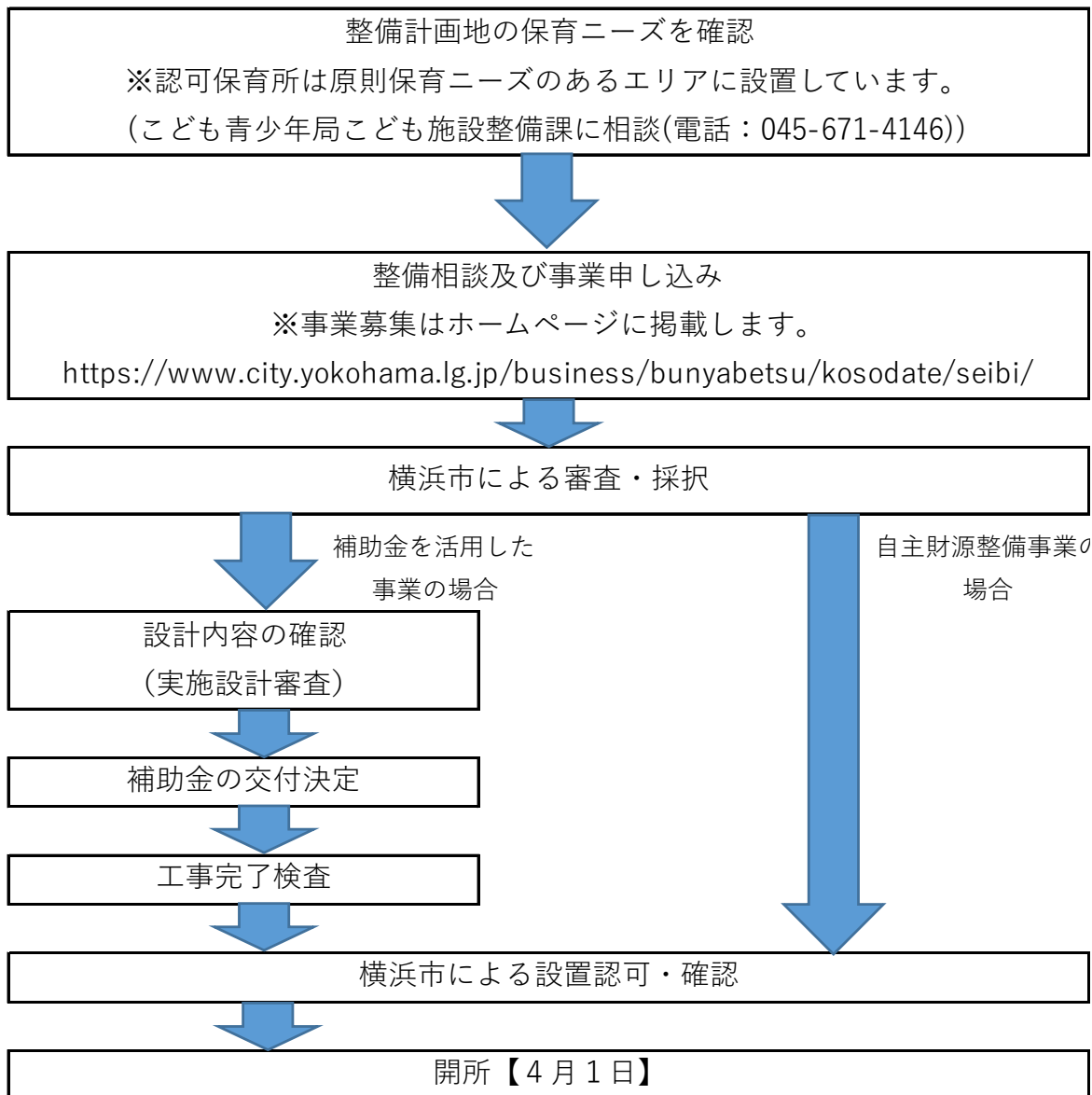
	横浜市の保育所の設備及び運営の基準（まとめ）	23
	主な関係法令	24
	問合せ先一覧	25

# 第 1 章 保育所の概要

## 1 保育所とは

保育所とは保護者が働いていたり、病気などのために保育を必要とするお子さんを、保護者の下から通わせて保育する児童福祉施設です。

横浜市において保育所を設置する場合、横浜市長の認可・確認が必要です（児童福祉法第 35 条第 4 項及び子ども・子育て支援法第 31 条第 4 項）。



※詳細なスケジュールは、各事業の募集要項にてご確認ください。

※国庫補助対象事業の場合、国の内示が得られないと市補助金を交付できないなど、様々な条件があります。

【参考 法令上の認可事業の種類】

種類		対象児童 ※1	定員	備考
保育所		0～5歳 (2号・3号)	20人以上	
地域型 保育事業	小規模保育事業	0～2歳 (3号)	6人～19人	資格保有率等により、 A型・B型・C型の別あり
	家庭的保育事業	0～2歳 (3号)	3人以下	補助者がいる場合は 定員は5人以下
	事業所内保育事業	0～2歳 (3号)	規定なし	定員内に一定数以上の 地域枠を設定するもの
	居宅訪問型保育事業	0～2歳 (3号)	1人	保育利用者の居宅にて 保育する
認定こども園		0～5歳 (1号・2号・3号)	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・ 地方裁量型の4類型あり	
幼稚園		満3歳以上 (1号 ※2)	都道府県が認可	

※1 1号（1号認定子ども）：満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）

2号（2号認定子ども）：満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

3号（3号認定子ども）：満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

※2 給付対象幼稚園の場合は、1号認定を受けて利用します

## 第2章 保育所の設置

### 1 保育所の設置について

就学前児童数の推移や待機児童数、保育所の整備状況や他の整備計画の有無、補助金による整備か否かなどを考慮し、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを市で総合的に審査して判断します。

### 2 事業主体

新たに保育所を設置する場合の事業主体は、原則として、社会福祉法人のほか学校法人、株式会社、有限会社、NPO等の法人格を有する者で、財務状況が健全な者が対象です。

### 3 整備の方法

新たに保育所を整備するには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページで案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、原則、開園日は各年度4月1日としてください。

#### (1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で整備するものです。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て事業者を決定します。

#### (2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備

事業者が確保した用地において、横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するもので、対象は社会福祉法人等に限りません。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

事業者が確保した建物において、横浜市からの内装整備費補助を受けて保育所を整備するもので、全ての法人を対象としています。ただし、申請にあたっては保育所等の運営実績が必要です。詳しくは、各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (4) 市有地等有償貸付による整備

横浜市が確保した用地等を社会福祉法人等に有償で貸し付け、当該法人が横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するものです。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

## 4 定員

### (1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

#### 【認可定員】

- 児童福祉法に基づき設定するもので、基本的には保育室や職員数を勘案して決定される、**施設の受け入れ上限定員**として設定する定員です。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

#### 【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

### (2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

※ 開所当初、高年齢児の枠を抑え低年齢児に割り当てる年度限定保育事業などに限ります。

定員は、原則60人以上としますが、地域の保育ニーズや設置場所の状況により、60人未満とすることも可能です。

また、地域の保育ニーズに応じた定員設定について、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討していただきます。保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

なお、保育所は、地域型保育事業の連携施設としての役割も期待されています。このため、原則、2歳児と3歳児の定員差を設けるように定員設定をしていただきます。

0歳児を設けないことによる、1歳児の受入枠確保をお願いします。

小規模保育事業との連携のため、地域のニーズに応じた2～3歳定員差の設定をお願いします。

【参考】 年齢別定員の例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0人	8人	12人	15人	15人	15人	65人
0人	16人	18人	20人	20人	20人	94人

※ 施設に余裕がある場合、定員外による保育を行っていただくことがあります。

## 5 整備経費

### (1) 主な経費

- ・ 設計費
- ・ 本体工事費（建築工事、設備工事）
- ・ 外構・園庭整備の工事費
- ・ 工事監理費
- ・ 大型遊具設置費（すべり台など大型遊具が必要ですが、施設の規模や屋外遊戯場の状況により異なります。）
- ・ 備品（テーブルやイス、調理器具、コピー機、パソコンなど）

※ 補助の対象事業として整備する場合は、独立行政法人福祉医療機構との協議により資金の借入ができる場合があります。

※ 賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。

### (2) 社会福祉法人以外の者による整備

社会福祉法人以外の者による保育所設置には次の費用も必要になります。

【参考】横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

要綱 第 12 条	保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること
要綱 第 17 条	不動産の貸与を受けて設置する場合は次の費用も必要になります。 ア 1 年間の賃借料に相当する額 イ 1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

※ 学校法人については第 17 条のみ対象

## 6 施設の設備等

保育所の設備等では、以下の法令・基準等を満たす必要があります。

- ・ 建築基準法、消防法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等関係法令
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、条例）
- ・ 横浜市民間保育所等設置認可・確認等要綱（以下、要綱）
- ・ 厚生労働省通知、等

### (1) 整備が必要な設備について

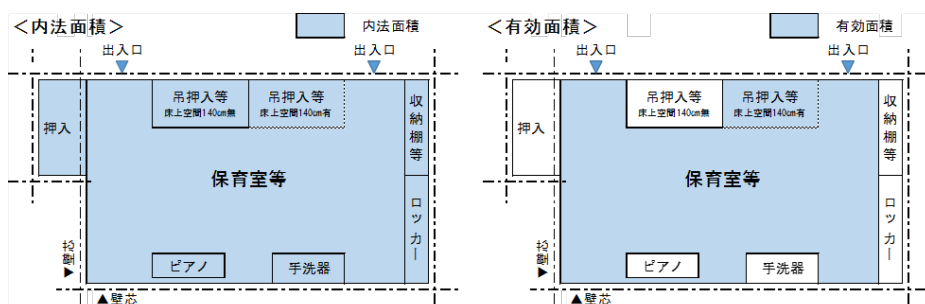
保育所には以下の設備が必要です。

- 乳児・1歳児：乳児室又はほふく室、調理室、便所、医務室
- 2～5歳児：保育室又は遊戯室、調理室、便所、屋外遊戯場

#### ア 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室

<p>条例 第42条</p>	<p>新たに保育所を整備する場合の保育室等（乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、市基準面積以上を確保すること。また、保育室等には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>&lt;市基準面積&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等</th> <th>市基準面積</th> <th>(参考) 国基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳（乳児室）</td> <td rowspan="2">3.3 m<sup>2</sup>/人以上</td> <td>1.65 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> <tr> <td>1歳（ほふく室）</td> <td>3.3 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> <tr> <td>2～5歳</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/人以上</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等	市基準面積	(参考) 国基準面積	0歳（乳児室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	1.65 m <sup>2</sup> /人以上	1歳（ほふく室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	2～5歳	1.98 m <sup>2</sup> /人以上	1.98 m <sup>2</sup> /人以上
保育室等	市基準面積	(参考) 国基準面積										
0歳（乳児室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	1.65 m <sup>2</sup> /人以上										
1歳（ほふく室）		3.3 m <sup>2</sup> /人以上										
2～5歳	1.98 m <sup>2</sup> /人以上	1.98 m <sup>2</sup> /人以上										
<p>要綱 第4条</p>	<p>新たに保育所を整備する場合の保育所等の有効面積は、内法面積から造付け・固定造作物を除くこと。</p> <p>&lt;内法面積から除くもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚</li> <li>イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）</li> <li>ウ 手洗い器</li> <li>エ ピアノ</li> </ul>											

- ・ 乳児室と保育室を同室にする場合は、乳児の保育スペースをベビーサークル等で切り分けてください。
- ・ 面積算定は以下の通りとしてください。
  - a 内法面積、有効面積の算出方法は保育室等にも適用し、その他は壁芯面積としてください。
  - b 内法面積には保育室には押入を含め算出してください。



## イ 医務室

要綱 第 4 条	静養できる機能を有すること。 事務室用途の兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること。
-------------	----------------------------------------------------------------------------

- ・ 病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的とし区画された部屋としてください。
- ・ 事務室等と兼用する場合は、カーテン等で仕切ってください。

## ウ 調理室

条例 第 13 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
条例 第 14 条	保育所内の調理室を使用して調理すること。
要綱 第 4 条	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。

- ・ 衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置してください。なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。
- ・ 衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
- ・ 満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供については、特例があります（条例第 43 条）。
- ・ 調理業務は第三者に委託することができます。
- ・ 3 階以上に保育室等を設ける場合は、調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床、壁、特定防火設備等で適切に防火区画してください（条例第 42 条）。
- ・ 調理器具をオール電化とする場合でも、調理室は火気使用室として扱ってください。

## エ 便所

条例 第 13 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
要綱 第 4 条	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

- ・ 2 歳児以上定員 10 人に対し、幼児用大便器 1 個以上設置してください。
- ・ 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としないでください。
- ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。また、ロータンク手洗いのみでの対応は不可）。

- ・ 保育室等用の手洗いと便所用の手洗いは必ず別々に設けてください。また、保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置してください。
- ・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から必ず手洗いを設けてください。

## オ 屋外遊戯場

### (7) 面積基準

条例 第 42 条	屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
要綱 第 4 条	面積は児童が実際に遊戯できる面積とする。

- ・ 以下の部分は面積に含めることができませんのでご注意ください。
  - a ピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所
  - b 遊戯での使用が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等
- ・ 市長が特に認めた場合は、面積基準が緩和される場合があります。
- ・ 建築行為に伴う緑化協議に基づき整備した緑地を屋外遊戯場面積に含めることができない場合があります。必ず、みどり環境局公園緑地管理課にご確認ください。

### (イ) 屋上に屋外遊戯場を設ける場合

要綱 第 6 条	<p>以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 耐火建築物であること。</p> <p>(2) 地上に利用可能な場所がないこと。</p> <p>(3) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>(4) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>(5) 防災上の観点から次の点に留意すること。</p> <p>ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段の設置</p> <p>ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防戸であること。</p> <p>エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>オ 周囲には金網を設けるものとし上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。</p> <p>キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 屋上の屋外遊戯場の床レベルは地上からの高さを 35m 以下（はしご車の寄り付く道路面から数えて 8～9 層）とします。ただし、道路付けの状態によっては、届かない可能性もありますので、必ず所管の消防署に確認のうえ、消防署に提出する避難計画（動線、職員配置等）の写しを提出してください。

- ・屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側に湾曲させる等、幼児の転落防止に適したものとしてください。
- ・屋外遊戯場の性格を鑑み、屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、保育室等と同様に、2つの出入口を設け、二方向避難が可能な計画としてください。
- ・テラス、バルコニー等に屋外遊戯場を設ける場合については、事業担当者にご確認ください。

## (2) その他の設備について

次の設備は必置ではありませんが、整備が望ましいものです。可能な限り整備をお願いします。

### ア 休憩室・事務室

- ・職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室や更衣室（男女別）、事務室（保育所に備えおくべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース）を設けてください。

### イ 子育てを支援するスペース（要綱第4条（2））

#### (7) 子育て相談のためのスペース

- ・相談者のプライバシーに配慮するため、保護者からの相談を受けるための専用の部屋やスペースを設けてください。

#### (4) 一時保育のためのスペース

- ・一時保育室事業を実施する専用のスペースを設けてください。
- ・壁芯面積で概ね 30 m<sup>2</sup>以上を確保してください。
- ・こどもが利用する部屋であるため、安全面等は保育室に準じた仕様としてください。

#### (5) 地域子育て支援のためのスペース

- ・地域における子育て支援を積極的に行うためのスペースを設けてください。

### ウ 衛生関係設備

#### (7) 調乳室・調乳設備

- ・乳児専用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けてください（厚労省通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」（H10.4.9））。

#### (4) 沐浴設備・温水シャワー等

- ・児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください（同厚労省通知）。
- ・特に、0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。

## エ 駐車場・駐輪場

- ・送迎に自動車・自転車を利用する保護者が増加していることを踏まえ、近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保してください。
- ・ビルの1階テナントに整備する場合など、外壁面ガラス張りの保育室と駐車スペースが近接しているような場合は、バリカー（車止めポール）など堅牢な構造物を設置して車の誤突入を防止するような措置を講じてください。

## (3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について

こども、保育者、保護者の安全・安心のために、次の基準は必ず守って整備してください。

### ア 保育室等の設置階について

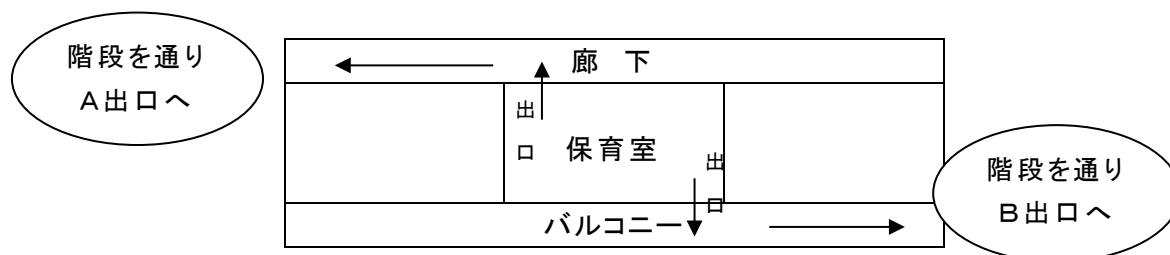
- ・保育室等は、特別な理由がない場合は、1階に設けてください（厚労省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（H26.9.5））。
- ・保育所の構造について、2階に保育室等がある場合はイ準耐火建築物、3階以上にある場合は耐火建築物が求められます。建築基準法の規定と異なる場合がありますのでご注意ください（条例第42条(7)ア）。

### イ 保育室等の2以上の出入口について

- ・災害時の避難上、及び不審者侵入上の必要性の観点から、すべての保育室等には2以上の出入口を設置してください（条例第6条の非常災害時に必要な設備として横浜市建築基準条例第13条に準拠）。

### ウ 二方向避難について

- ・保育室等・屋外遊戯場の二方向避難は、避難経路が重複しないように反対方向としてください。
- ・敷地外への出口は安全な園運営ができるよう複数の出口設置としてください。
- ・児童の安全を考慮し、避難器具を使用しない計画としてください。



## エ 安全のために必要な計画について

### (7) 転落防止

- ・ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けてください（条例第 42 条(7)カ）。  
（例）掃き出し窓に柵の設置、等
- ・ 乳幼児が開閉できない柵※ 1 を階段の降り口に設けてください。降り口に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵（ベビーゲート等。高さ 900 mm 程度）を設置し、階段に容易に近づけない構造としてください。ほふく室、保育室、遊戯室等（以下、保育室等）の乳幼児が利用する居室の出入口を施錠できる構造※ 2 とすることも可とします。  
※ 1 柵の高さは約 1.2m 以上とし、鍵を乳幼児が容易に開けられない構造とする。  
※ 2 鍵の高さは約 1.4m 以上とする。

### (イ) 飛び出し防止

- ・ 敷地の出入口にフェンス、門扉等を設け、園児の道路への飛び出し防止措置を講じてください。

### (ウ) 指つめ防止

- ・ 扉の指つめ防止対策を行ってください。

#### 【参考】

建具枠と建具の取手のクリアランス、引戸の戸尻と建具枠との隙間、開戸の吊元、自動ドア等の戸袋

### (エ) ガラスの飛散防止

- ・ ガラスは強化ガラスとするか、または飛散防止フィルム等を施工してください。開口部だけでなく鏡も同様とします。

### (オ) 角部の保護・養生

- ・ 家具や柱の角面をとる、コーナーガードを設置する等、仕上げを円滑にしてください。

### (カ) 感電防止

- ・ 基本的に園児の手の届かない場所にコンセントを設置してください。又は、コンセントカバー（誤飲リスクがあるため、コンセントキャップは不可）やシャッター付きのものを設置してください。

### (キ) 地震対策

- ・ 家具の転倒防止措置を行ってください。

### (ク) 転倒防止

- ・ 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りにくい床材等を使用としてください。

(ケ) 防犯設備

- ・ 出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。

オ その他の配慮事項

(7) カーテンについて

- ・ 保育室の設置階数によらず、保育所に設置するカーテン等は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものとしてください（消防法第8条の3）。

(イ) 収納スペースについて

- ・ 保育所の屋内・屋外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましいです。

(ウ) 設備の更新を見据えた計画について

- ・ 建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画が望ましいです。

【参考】

エアコンの壁掛けタイプの採用、パイプスペースや地下ピットの設置等

(エ) 保育室等への配慮事項について

- ・ 食べる・寝るなどの機能別である空間とすることは、衛生面からも落ち着いて食事ができるという点からも望ましいです。
- ・ 児童がそれぞれ落ち着いて遊べる環境を確保するため、保育室の中に児童が遊びを選ぶことができるコーナー（児童が生活や遊びの拠点となるように構成された空間）が設置されていることが望ましいです。
- ・ 異年齢児の児童たちが保育の場で自然に関われるようなスペースがあることが望ましいです。
- ・ 児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、健康な体づくりのために必要なため、温度・湿度計を備えてください。

(オ) 騒音基準について

- ・ 日本建築学会による騒音基準の推奨値<sup>\*</sup>に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画としてください。
- ・ 高架下等騒音発生源付近での計画の場合は、整備後に騒音測定を行ってください。

※学校施設の音環境保全基準・設計指針（2020）

(カ) こどもの人権を守るための環境整備について

- ・ 性被害防止対策やこどものプライバシー保護など、こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。

## 7 整備にあたっての留意事項

保育所は児童福祉法に定める児童福祉施設であり、建築基準法や横浜市福祉のまちづくり条例などの法令で、点字ブロックの設置や階段幅、廊下の幅員について一般の建築物に比べ厳しい条件が課されています。

参考までに、いくつか留意点を示します。

### (1) 建物の要件について

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

#### 【参考】法適合の確認方法

検査済証の有無		有り		無し	
法適合確認の対象		既存建物	整備内容	既存建物	整備内容
部分増築		既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	保育所 200㎡超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
	200㎡以下		建築士による証明 <sup>※1</sup>	法適合状況調査報告書 <sup>※2</sup>	建築士による証明 <sup>※1</sup>
	小規模保育事業所		認可手続きを通じて審査		認可手続きを通じて審査

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「既存建築物の現況調査ガイドライン（令和7年11月国土交通省）に基づいた法適合調査

イ 新耐震基準を満たし耐震上問題ないこと。旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付）の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお、耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関（<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>）

## (2) 整備地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで必ずご確認をお願いいたします。

## (3) 近隣説明・近隣への配慮について

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告していただきます。（事業申請時に詳しくご説明させていただきます。）

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第31条2項、第51条3項）に留意し、工事の施工に当たっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

## (4) 保育所の周辺環境について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第1条の目的を考慮し、整備計画地の周辺に、同法第2条に該当する営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、風営法該当営業所が周辺にあるかどうかについて、管轄の警察署または、神奈川県警察本部に確認してください。

## (5) 工事施工業者等の選定について（入札の実施）

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めること。

- ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。
- エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
  - ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
  - ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
  - ・その他公益性・公平性を損なうこと。
- オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議すること。

#### (6) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。
- イ 建物使用開始前に飲料水の水質検査、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出すること。

#### (7) 木材の積極的な活用について

横浜市では、令和4年4月に「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。保育所の整備に当たっては、建物構造を可能な限り「木造」としてください。

また、天井、壁、床などの内装に木材を活用する「木質化」に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

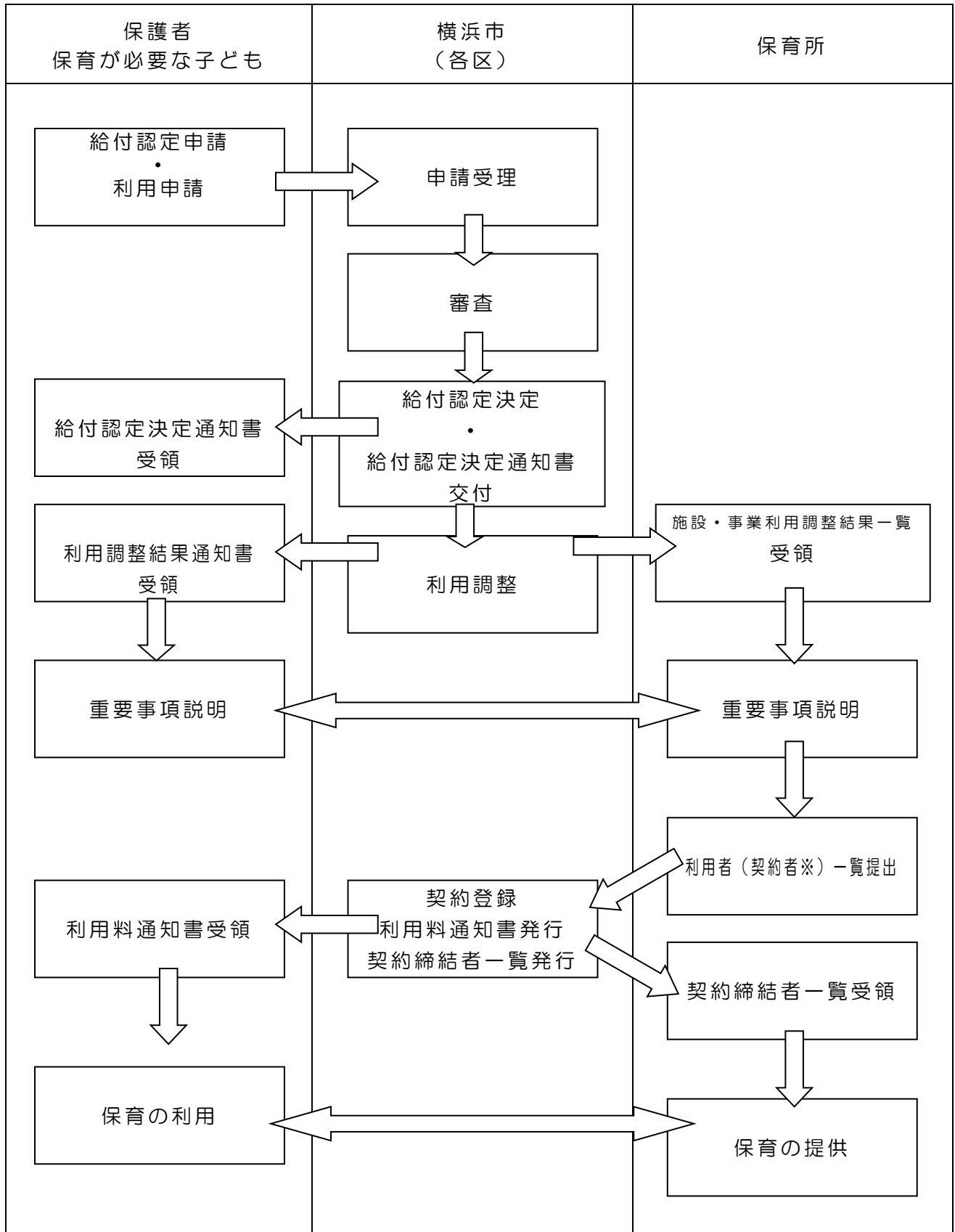
#### 【参考】

- ・床 : 天然木複合フローリング
- ・壁 : 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意

### 第3章 保育所の運営

#### 1 保育所への入所

保育所への入所は、次のとおり保護者が横浜市に申請し、横浜市が決定します。希望者が定員を超える場合は市が選考します。



※市と利用者との間で契約します

## 2 保育内容

保育所における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めてください。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定されるとおり、児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その施設及び運営を向上させなければなりません。

次の事項にご留意いただき、保育の質の向上に努めてください。

(1) 保育所の運営にあたっては「保育所保育指針」に沿った運営が必要であつこと。

(2) 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。

(3) 質の高い保育をするために、職員に積極的に研修を受講させるなど、人材育成をすること。

(4) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(5) 少なくとも5年に1回は、福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を公表すること。ただし、補助を受けて整備した場合は、開所後3年以内に受審すること。また、自己評価については毎年実施し、公表すること。

(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。  
(基準条例第20条)

(7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

### 3 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者による保育所設置の場合は、保育所等（保育所、横浜保育室、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものであることも必要です。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更することはできません。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### 4 職員配置

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員が必要です。保育士については児童の年齢毎に配置基準が定められています。（横浜市は運営費の加算により、配置基準を上乗せしています。）また、調理員の必要数は保育所の定員によって異なります。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

児童：保育士の配置基準			調理員の配置基準	
年 齢	横浜市基準	(国基準)	定 員	必要数
0 歳児	3 : 1	3 : 1	40 人以下	1 人
1 歳児	4 : 1	6 : 1	41 人以上 150 人以下	2 人
2 歳児	5 : 1	6 : 1	151 人以上	3 人
3 歳児	15 : 1	15 : 1		
4 歳児以上	24 : 1	25 : 1		

※ 児童がいる場合、保育士は最低2名以上の配置が必要です。

※ 嘱託医の選定については、横浜市医師会にお問い合わせください。

※ 歯科医師は職員配置には含まれませんが、歯科健診は年2回実施することとなっていますので、歯科医師と調整してください。

#### 留意事項

保育士を任命・雇用する際、「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が児童福祉法上の義務となっています。

（kintoneの横浜市保育・教育施設グループウェアのアカウントをお持ちの事業者は、そちらで詳細を確認してください。）

## 5 保育時間

### (1) 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日が開所日となります。

お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。

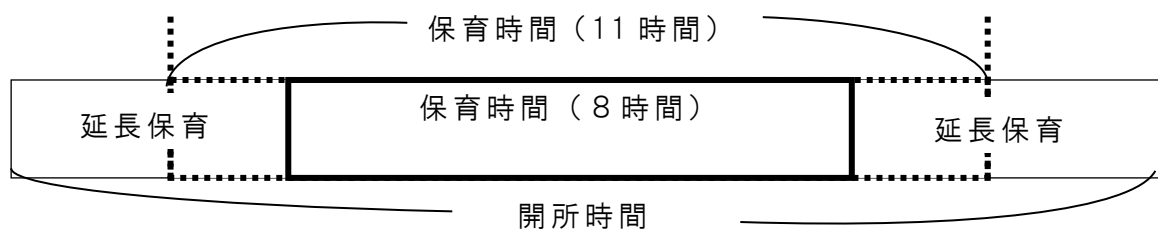
### (2) 保育時間

開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。

また、保育時間を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。

※ 土曜日についても、11時間以上の開所になります。

（休日保育を実施する場合、原則、日曜・祝日等についても11時間の開所になります。）



## 6 特別保育等

地域のニーズに応じて、低年齢児保育等の実施が望まれます。

また、保護者の不規則な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時保育や、地域子育て支援事業の実施、また開かれた子育て支援施設として地域に園庭・園舎を開放する等の実施が望まれます。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### (1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育

産休明け保育、障害児保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

### (2) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。(保育所への入所円滑化について(平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知))

### (3) 一時保育

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に行っていただきます。

### (4) 地域交流・地域子育て支援

地域に開かれた保育所を目指して、各保育所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童等との交流等を行っています。

地域における子育て支援を実施する施設として、施設開放、育児講座、交流保育などの事業を積極的に行っていただきます。

### (5) 年度限定保育

新設保育所の4・5歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児の保留となった児童を期間限定(1年度または2年度)で受け入れる事業です。

各区からご案内があった際は、ご協力をお願いします。

## 7 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費があります。

### (1) 公定価格（委託費）

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども 1 人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。公定価格は、保育の実施に対する「委託費」として、横浜市から保育所に支払われます。

イ 公定価格には利用者負担が含まれています。保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その層区分に応じた利用者負担額（応能負担）を横浜市が保護者から徴収します（3号認定子どものみ）。

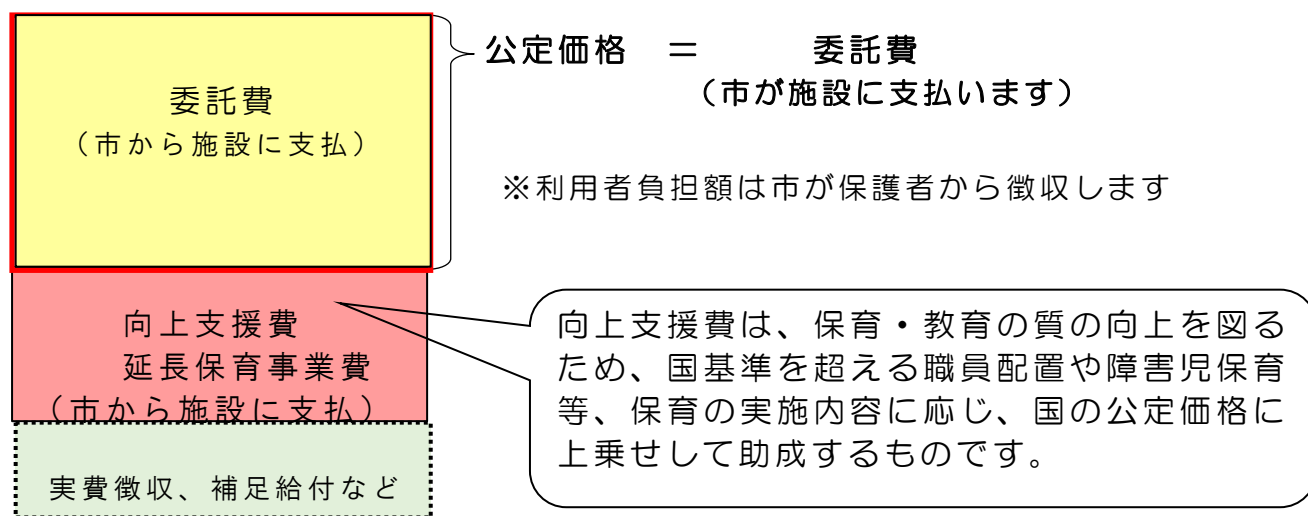
### (2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

### (3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めないでください。

< 保育所運営費の仕組み >



### 【参考サイト】

・ 令和7年度公定価格単価表

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

・ 試算ソフト（令和4年10月1日時点版）の掲載先URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha#soft>

※申請にあたり、より詳細に試算したい場合は、ご連絡ください。

## 8 保育所の経理

保育所の会計は国の通知等により定められた処理方法に従ってください。保育所の委託費については原則として、当該保育所の人件費、管理費及び事業費以外の支出はできません。

ただし、一定の要件を持たず場合のみ、保育所委託費を一定の金額の範囲内で目的外使用をすること（以下「弾力運用」）が国の通知で認められています（充て可能な用途についても制限があります）。また委託費の弾力運用を行うには、行政への協議が必要な場合があります。

詳細は、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」をご確認いただき、適切に運用いただきますようお願いいたします。

## 9 保育所の給食

給食業務については、基準条例（第13条、第14条）に基づき、実施してください。【第2章5（5）参照】

### (1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・調理施設は、定められた施設基準に適合した内容で整備していただく必要があります。
- ・調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に基づき、実施してください。

### (2) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	保育所の設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター福祉保健課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

## 第 4 章 参考資料

### ○ 横浜市の認可保育所の設備及び運営の基準（まとめ）

根拠法令：横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱など

項 目	内 容	備 考																			
設備基準	<p>○ 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 乳児室又はほふく室に保育に必要な用具を備えること</p> <p>○ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けること 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 屋外遊戯場 1人につき3.3㎡以上（代替措置：設置認可等要綱第5条） 保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えること</p> <p>○ 2階以上に設ける場合は、避難階段他所定の要件を備える</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2階</th> <th style="text-align: center;">3階</th> <th style="text-align: center;">4階以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建物構造</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物 準耐火建築物(イ)</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施設・設備 (各区分ごと に1以上設 ける)</td> <td style="text-align: center;">常 用</td> <td style="text-align: center;">屋内階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段</td> </tr> </tbody> </table>			2階	3階	4階以上	建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物	施設・設備 (各区分ごと に1以上設 ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段	<p>【国基準】 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室等 (2歳以上) 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 (2歳以上)</p>
		2階	3階	4階以上																	
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物																	
施設・設備 (各区分ごと に1以上設 ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段																	
	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段																	
職 員  保 育 時 間 保 育 内 容  保護者との 連 絡	<p>○ 保育士、嘱託医、調理員を置く [児童：保育士] 保育士の数 0歳児 3：1 3歳児 15：1 1歳児 4：1 4歳児 24：1 2歳児 5：1 5歳児 24：1</p> <p>○ 1日11時間を原則</p> <p>○ 保育内容 健康状態の観察、服装等の異常の有無の検査、自由遊び及び昼寝、健康診断</p> <p>○ 常に密接な連絡をとること</p> <p>○ 保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めること</p>	<p>【国基準】 0歳 3：1 1歳 6：1 2歳 6：1 3歳 15：1 4歳 25：1 5歳 25：1</p>																			
目 的  構造設備の 一般原則  非常災害  職 員 の 一般要件  衛生管理  給 食  入 所 者 の 健康診断  職 員 の 健康診断  内 部 規 定 の 設 定  法 定 帳 簿	<p>○ 明るくて衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成する</p> <p>○ 施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない</p> <p>○ 採光、換気等の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を要する</p> <p>○ 軽便消火器等消火用具を設置する</p> <p>○ 非常口その他非常災害に必要な設備を設置する</p> <p>○ 非常災害に対する具体的計画を樹立する</p> <p>○ 避難及び消火訓練は少なくとも毎月1回</p> <p>○ 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者</p> <p>○ 設備、食器等は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる</p> <p>○ 必要な栄養量の含有、予め作成された献立に従う</p> <p>○ 学校保健安全法に準じた健康診断</p> <p>○ 記録及び必要な措置</p> <p>○ 調理員については、綿密な注意を払う</p> <p>○ 入所者の処遇、その他施設の管理についての重要事項について規程</p> <p>○ 職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿</p>	<p>消 防 法 消 防 法 令</p> <p>学校保健安全法</p> <p>労働安全衛生法</p>																			

## 《主な関係法令》

- 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
- 児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）
- 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）
- 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 60 号）
- 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 48 号）
- 厚生労働省通知
  - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 5 号）
  - ・ 保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）
  - ・ 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成 13 年 3 月 30 日雇児保第 11 号）
  - ・ 保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号）
  - ・ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号／社援発第 0524008 号）
  - ・ 保育所分園の設置運営について（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）
- 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成 18 年 1 月 24 日福子施第 248 号）
- 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱（平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号）

《問合せ先一覧》

内 容		所 管 課	電話番号
保育所整備予定地について		こども施設整備課	045-671-4146
保育所の整備及び認可基準について			
第三章 保育所の運営			
1	保育所への入所	保 育 ・ 教 育 認 定 課	045-671-0253
2	保育内容	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
		保 育 ・ 教 育 支 援 課 人 材 育 成 係	045-671-2397
3	施設長	こども施設整備課	045-671-4146
4	職員配置	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
5	保育時間		
6	特別保育等		
	(1) 産休明け保育、障害児保育 及び休日保育	保 育 ・ 教 育 支 援 課 人 材 育 成 係	045-671-2397
		保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
	(2) 定員外入所	こども施設整備課	045-671-4146
	(3) 一時保育	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-0234
	(4) 地域交流・地域子育て支援	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
地 域 子 育 て 支 援 課		045-671-4157	
(5) 年度限定保育	保 育 ・ 教 育 支 援 課 保 育 対 策 担 当	045-671-4469	
7	運営費の助成	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
8	保育所の経理		
9	保育所の給食	保 育 ・ 教 育 支 援 課 市 立 保 育 所 係	045-671-2397
バリアフリー法、横浜市福祉のまちづくり条例について		建 築 局 市 街 地 建 築 課	045-671-4510

※所管課・電話番号は令和8年4月時点のものです。今後変更になる場合があります。